

平成 26 年度業務実績に関する評価（案）の概要

1 概要

評価委員会は、地方独立行政法人法第 28 条に基づき、県立病院機構の平成 26 年度業務実績に関する評価を行う。

なお、評価結果決定後、評価委員会は評価結果を機構に通知するとともに、県に報告し、公表する（県のホームページを通じて公表）。

また、県は、報告内容を県議会（9月議会定例会）に報告する。

2 評価内容

(1) 総括

第 2 期初年度にあたる平成 26 年度は、医療面では県立病院としての使命を第 1 期から引き続き担い、先進的な医療設備の導入など、医療の更なる質の向上とそのための体制づくりへの努力が引き続き見受けられる。

経営面においても、診療報酬改定への適切な対応及び新規施設基準の取得等による収益の確保により、6年連続の黒字決算を達成した

このように、医療面・経営面の双方で第 2 期の良いスタートが切られていると認められ、高く評価でき、名実ともにトップレベルの医療機関を目指して更なる充実を図るべく、第 1 期にまさる努力を期待したい。

(2) 各項目の内容

区分	評価内容の要旨
1 医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 病院は、<u>他の医療機関では対応困難な高度・専門・特殊医療を担うという役割を果たし、年々増加する患者数や高い患者満足度を維持していること等から、県民に必要とされ信頼される病院の実質を有するといえ、高く評価できる。</u>
2 医療に関する技術者の研修を通じた育成と質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔軟な採用試験の実施や離職防止努力等により、人材確保において一定の成果をあげている点は評価できるが、<u>必要数の充足には至っておらず、今後もより一層の努力が必要である。</u> ・ 医師の変則勤務や看護師の 2 交替制勤務等にみられる勤務負担の軽減や、看護師宿舎・院内保育所の充実により、<u>医療従事者の就労環境の向上と確保に努めていることは評価できる。</u>
3 医療に関する調査及び研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療の質の向上や魅力ある病院づくりのため、<u>より一層の臨床研究機能の強化拡充を期待する。</u>

4	医療に関する地域への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・総合病院、こども病院は、医師不足が生じている県内公的医療機関等へ医師を派遣するなど、地域医療支援における県立病院としての役割を果たしていることは高く評価できる。 ・こころの医療センターは、医療観察法の鑑定医として県内各方面からの鑑定等の要請に的確に対応するなど、積極的に社会的要請に応えていることは評価できる。
5	災害等における医療救護	<ul style="list-style-type: none"> ・総合病院は、県の基幹災害拠点病院として、災害医療に関して県の中心的役割を果たすことが求められており、より一層の機能拡充が望まれる。 ・こころの医療センターは、国内7つの精神病院と災害時における自治体精神病院の相互支援に関する協定を締結し、災害対策の重要かつ具体的な成果として評価できる。 ・こども病院は、災害時における小児医療の拠点病院として、県内小児医療機関との災害時の連携体制の構築を進められたい。
6	業務運営の改善及び効率化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化以降、そのメリットを生かした経費削減努力は高く評価でき、業務の質とのバランスを取りつつ引き続き取組が進展することを期待する。
7	財務内容の改善に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>3病院全てで黒字決算を達成し、経常収支比率も103.0%であるなど、第2期中期目標で掲げられている「5年間累計の経常収支比率100%以上」の達成に向けて良い滑り出しであり、評価できる。</u>

(参考) 地方独立行政法人法

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後段の規定による勧告をした場合にあっては、その通知に係る事項及びその勧告の内容)を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。